

公職に係る二重国籍禁止法案

【公職選挙法の改正、国家公務員法の改正（別途）】

1. 国会議員の被選挙権に係る国籍要件

- 日本国民



- 日本国民
- 外国籍を有する者（国籍選択宣言をした者を除く）は被選挙権を有しない。

2. 国会議員の選挙における選挙公報の掲載事項

【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴等



【選挙区選挙】

候補者の氏名・経歴・**外国籍の得喪の履歴（国籍選択宣言をした旨）**・政見等

【比例代表選挙】

名簿届出政党等の名称・略称・政見、名簿登載者の氏名・経歴・**外国籍の得喪の履歴（国籍選択宣言をした旨）**等

＜悪質な事例＞



民進党
蓮舫現代表
代表代行
（当時）

- ・ 国籍に関する説明が二転三転
- ・ 経歴詐称疑惑、旅券虚偽申請疑惑等



「台湾当局に私の籍の確認をしていたところ、昨夕、代表処から連絡があり、私の籍が残っていたということを受けた」